

議長・副議長の在任期間等に関する申し合わせ事項

平成20年9月2日

- 1 議長、副議長の在任期間については、議長を2年、副議長を1年とし、平成21年5月の議長、副議長の改選から適用する。
- 2 次期議員改選後（平成23年4月）の議長、副議長の選出については、その不在期間を短くするため、議員の任期開始後すみやかに行う。

※代表者会議（H20.9.2）にて決定

正副議長 一覧(平成15年度～令和2年度)

	議 長			副議長		
	氏名	会派	期数	氏名	会派	期数
H15	中川 正美	自民・無所属議員団	6	辻本 正	新政みえ	4
H16	岩名 秀樹	無門会	8	島本 暢夫	自民・無所属・公明	4
H17	田中 覚	新政みえ	4	三谷 哲央	新政みえ	3
H18	藤田 正美	未来塾	4	萩野 虔一	新政みえ	3
H19	岩名 秀樹	未来塾	9	桜井 義之	新政みえ	4
H20	萩野 虔一	新政みえ	4	岩田 隆嘉	自民・無所属	3
H21	三谷 哲央※	新政みえ	4	野田 勇喜雄	自民みらい	3
H22	三谷 哲央	新政みえ	4	森本 繁史	自民みらい	3
H23	山本 教和※	自民みらい	7	中村 進一	新政みえ	5
H24	山本 教和	自民みらい	7	舟橋 裕幸	新政みえ	5
H25	山本 勝	自民みらい	4	前田 剛志	新政みえ	4
H26	永田 正巳	自民みらい	7	奥野 英介	鷹山	2
H27	中村 進一※	新政みえ	6	中森 博文	自民党	4
H28	中村 進一	新政みえ	6	日沖 正信	新政みえ	5
H29	舟橋 裕幸	新政みえ	6	水谷 隆	自民党	4
H30	前田 剛志	新政みえ	5	前野 和美	自由民主党県議団	4
R元	中嶋 年規	自由民主党県議団	5	北川 裕之	新政みえ	5
R2	日沖 正信	新政みえ	6	服部 富男	自由民主党県議団	5

※H21年度から議長任期2年

- ・H25 山本勝議長は所信表明会で1年任期を表明
- ・H29 舟橋裕幸議長は所信表明会で1年任期を表明
- ・R2 日沖正信議長は所信表明会で1年任期を表明

第 14 回

都道府県議会提要

全国都道府県議会議長会事務局

令和3年1月

(10) 正副議長在任状況に関する調

① 議長

(平成27年4月30日～平成31年4月29日)

都道府県	就任人数	辞任の理由						備考
		病気	死亡	他の選挙に立候補	いわゆる一身上の理由	議員任期満了	その他	
北海道	2	—	—	—	1	1	—	
青森	2	—	—	—	1	1	—	
岩手	2	—	—	—	1	1	—	
秋田	2	—	—	—	1	1	—	
宮城	2	—	—	—	1	1	—	
山形	2	—	—	—	1	1	—	
福島	3	—	—	1	1	1	—	
東京	3	—	—	—	2	1	—	
神奈川	4	—	—	—	3	1	—	
千葉	4	—	—	—	3	1	—	
茨城	5	—	1	—	3	1	—	
栃木	4	—	—	—	3	1	—	
埼玉	4	—	—	—	3	1	—	
群馬	4	—	—	—	3	1	—	
山梨	5	—	—	—	4	1	—	
長野	4	—	—	—	3	1	—	
新潟	4	—	—	—	3	1	—	
愛知	4	—	—	—	3	1	—	
三重	3	—	—	—	2	1	—	
静岡	4	—	—	—	3	1	—	
岐阜	4	—	—	—	3	1	—	
富山	4	—	—	—	3	1	—	
石川	4	—	—	—	3	1	—	
福井	4	—	—	—	3	1	—	
京都	3	—	—	—	2	1	—	
大阪	3	—	—	—	2	1	—	
兵庫	4	—	—	—	3	1	—	
奈良	4	—	—	—	—	1	4人(慣例により任期を1年としている)	28年及び30年は、選挙により同一人物が選出された。
和歌山	4	—	—	—	3	1	—	
滋賀	4	—	—	—	3	1	—	
広島	3	—	—	—	2	1	—	
岡山	4	—	—	—	3	1	—	
鳥取	2	—	—	—	1	1	—	
島根	2	—	—	—	1	1	—	
山口	2	—	1	—	—	1	—	
香川	4	—	—	—	3	1	—	
徳島	4	—	—	—	3	1	—	
高知	4	—	—	—	3	1	—	
愛媛	4	—	—	—	3	1	—	
福岡	4	—	—	—	3	1	—	
大分	2	—	—	—	1	1	—	
佐賀	2	—	—	—	1	1	—	
長崎	3	—	—	—	2	1	—	
宮崎	2	—	—	—	1	1	—	
熊本	4	—	—	—	3	1	—	
鹿児島	2	—	—	—	1	1	—	
沖縄	1	—	—	—	—	1	—	
合計	5人=2、4人=24 3人=7、2人=13 1人=1	0	2	1	101	47	3	

(注) 岩手は23年9月11日～27年9月10日、宮城は23年11月13日～27年11月12日、福島は23年11月20日～27年11月19日、東京は25年7月23日～29年7月22日、茨城は27年1月8日～31年1月7日、兵庫は27年6月11日～元年6月10日、沖縄は24年6月25日～28年6月24日の期間による。

② 副議長

(平成27年4月30日～平成31年4月29日)

都道府県	就任人数	辞任の理由						備考
		病気	死亡	他の選挙に立候補	いわゆる一身上の理由	議員任期満了	その他	
北海道	2	—	—	—	1	1	—	
青森	2	—	—	—	1	1	—	
岩手	2	—	—	—	1	1	—	
秋田	2	—	—	—	1	1	—	
宮城	2	—	—	—	1	1	—	
山形	4	—	—	—	3	1	—	
福島	2	—	—	—	1	1	—	
東京	2	—	—	—	1	1	—	
神奈川	4	—	—	—	3	1	—	
千葉	4	—	—	—	3	1	—	
茨城	4	—	—	—	3	1	—	
栃木	4	—	—	—	3	1	—	
埼玉	4	—	—	—	3	1	—	
群馬	4	—	—	—	3	1	—	
山梨	4	—	—	—	3	1	—	
長野	4	—	—	—	3	1	—	
新潟	4	—	1	—	2	1	—	
愛知	4	—	—	—	3	1	—	
三重	4	—	—	—	3	1	—	
静岡	4	—	—	—	3	1	—	
岐阜	4	—	—	—	3	1	—	
富山	5	—	—	—	4	1	—	
石川	4	—	—	—	3	1	—	
福井	4	—	—	—	3	1	—	
京都	2	—	—	—	1	1	—	
大阪	4	—	—	—	3	1	—	
兵庫	4	—	—	—	3	1	—	
奈良	4	—	—	—	—	1	4人(慣例により任期を1年としている)	
和歌山	4	—	—	—	3	1	—	
滋賀	5	—	—	1	3	1	—	
広島	4	—	—	—	3	1	—	
岡山	4	—	—	—	3	1	—	
山取	2	—	—	—	1	1	—	
島根	4	—	—	—	3	1	—	
山口	2	—	—	—	1	1	—	
香川	4	—	—	—	3	1	—	
徳島	4	—	—	—	3	1	—	
高知	4	—	—	—	3	1	—	
愛媛	4	—	—	—	3	1	—	
福岡	4	—	—	—	3	1	—	
大分	4	—	—	—	3	1	—	
佐賀	4	—	—	—	3	1	—	
長崎	3	—	—	—	2	1	—	
宮崎	4	—	—	—	3	1	—	
熊本	4	—	—	—	3	1	—	
鹿児島	4	—	—	—	3	1	—	
沖縄	2	—	—	—	1	1	—	
合計	5人=2 4人=33 3人=1,2人=11	0	1	1	115	47	3	

(注) 岩手は23年9月11日～27年9月10日、宮城は23年11月13日～27年11月12日、福島は23年11月20日～27年11月19日、東京は25年7月23日～29年7月22日、茨城は27年1月8日～31年1月7日、兵庫は27年6月11日～元年6月10日、沖縄は24年6月25日～28年6月24日の期間による。

議長等在任期間の見直しについて

(検討結果報告書)

平成20年8月12日

三重県議会議会改革推進会議

議長等任期に関する検討プロジェクトチーム

議長等在任期間の見直しについて

(検討結果報告書)

○ はじめに

地方分権が進展し、議会の機能強化が求められる中、議会を代表する議長とそれを補佐する副議長の役割はますます大きくなっている。

議長、副議長の任期は、地方自治法の規定により議員の任期と定められ、4年となっているが、本県議会においては、同法が施行された昭和22年以降、60年余にわたり、申し合わせにより議長、副議長の在任期間は1年とされ、議長、副議長の選挙が毎年行われてきた。

この間、本県議会においては、平成15年5月、議長、副議長の選出に当たり、その経過を県民に明らかにするため、立候補者の所信表明の機会を設けたところであり、このことは、三重県議会基本条例においても、議長、副議長等を選出するときはその経過を明らかにしなければならない旨規定されたところである。

しかしながら、議長、副議長の在任期間については、依然として1年交代の運用が行われているところであり、二元代表制の下、地方分権時代における議長、副議長の在任期間はどうかについて検討を進め、その運用を見直すことが課題となっている。

このような中、平成20年6月13日に開催された代表者会議において、議長等任期の申し合わせの見直しに関する検討を行うことが決定され、議会改革推進会議内にプロジェクトチームを設置し、調査、検討を行うこととなった。

これを受け、同月17日、「議長等任期に関する検討プロジェクトチーム」を設置し、以来3回にわたり会議を開催して調査、検討を進めてきたところであり、このたび結論を得たので、その検討結果を報告し、提言するものである。

I 議長、副議長の在任期間等に係る調査

1 議長、副議長の権限

(1) 議長の権限

議長の権限は、その主なものとして、秩序保持権、議事整理権、事務統理権及び議会代表権があり（地方自治法（以下「法」という。）第104条）、議長は、議会の活動を主宰する重要な役割を果たしている。

近年の地方分権の進展に伴い、議会の役割は増大し、議長の果たすべき役割も大きくなってきている。

(2) 副議長の権限

副議長の権限は、議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときにその職務を行う（法第106条第1項）こととされ、副議長の職務代行は、議長の事故が解消したときに自動的に消滅することとなっている。

副議長は議長が職務を行っているときは、他の一般議員と同じ資格、条件にあるとされているが、現実的には議長の補佐役として重要な役割を果たしている。

2 議長、副議長の任期に関する現行制度

「議長及び副議長の任期は、議員の任期による」（第103条第2項）とされ、議長又は副議長に就任すれば、本人が議長、副議長を辞職する（法第108条）場合や死亡、議員辞職、被選挙権の喪失、除名、議会の解散、解職の請求等により議員の地位を喪失する場合を除き、議員の任期中、議長又は副議長の職にある。

しかし、実際の運用は、議長、副議長を1年交代等にする例が多く、多くの議会で申し合わせ等により本人の辞職による交代が行われているが、このような短期交代制は法の趣旨からして適当ではないと解説されている（新版逐条地方自治法第4次改訂版 松本英昭著）。

3 三重県議会における正副議長の在任期間の状況

明治12年に「三重県会」として第1回通常県会が開かれて以来、現在までに101代にわたり議長が、また102代にわたり副議長が選出されている。

歴代正副議長の在任状況については、明治12年から明治32年までは、府県会規則又は府県制の規定により2年ごとに議員定数の半数改選となっていたため、正副議長は短期の交代もあったが、概ね2年間在任していた。

明治32年からは、府県制の全部改正により議員は4年ごとの全数改選に改められたことから、正副議長は4年間通して在任した例もあったが、それ以外は概ね2年間在任することが多かった。

昭和22年に地方自治法が制定され、「三重県議会」と改められた最初の正副議長選挙の際には、「広く皆が役員を持てるように役員は1年交代とする」旨の申し合わせが行われ、以降、議論はあったものの、現在まで正副議長は、ほぼ1年間在任している。

なお、平成12年5月の役員改選協議会において、正副議長選出に際しての事実上の立候補制が導入された際に、正副議長の任期について次期改選（平成15年4月）までに検討を行うこととなり、平成14年1月及び2月の代表者会議で協議された結果、次期改選後に検討をすることとされたが、それ以降、具体的な検討は行われていない。

4 他の議会における議長、副議長の在任期間の状況

地方自治法の規定により、議長、副議長の任期については、議員の任期である4年となっている。

しかし、各議会における議長の在任期間の状況は、「4年」としているのは、町村では半数以上の53%と多くなっているが、市区では13%、都道府県ではわずか2%となっている。

他方、短期の「1年」としているのは、都道府県では半数以上の53%と多く、市区では29%、町村では7%と順に少なくなっている。

また、「2年」としているのは、市区では44%と多く、町村では35%、都道府県では34%となっている。

次に、都道府県議会における正副議長の在任状況の推移についてみると、年々多数の交代が行われるようになって、在任期間が短期化してきており、特に副議長について4年間在任している都道府県は、昭和62年から皆無となっている。（平成18年3月「第10回都道府県議会提要」全国都道府県議会議長会編）

また、近年の都道府県議会における議長、副議長の在任期間の状況についてみると、議長については、「4年」が広島県1県、「2年」が北海道ほか15都道府県、「その他」が青森県、山梨県、石川県、大分県、鹿児島県の5県、「1年」が残りの25府県となっている。

副議長については、「4年」としている都道府県はなく、「2年」が北海道ほか9都道府県、「その他」が青森県、山梨県、石川県の3県となっており、「1年」が残りの34府県となっている。

このうち、議長と副議長の通例の在任期間が異なっている都道府県は、山形県、広島県、島根県、福岡県、大分県、佐賀県、長崎県、宮崎県、鹿児島県の9県となっており、議長の在任期間は「4年」、「2年」又は「その他」となっているのに対し、副議長の在任期間はいずれも「1年」と短くなっている。

5 議長、副議長の在任期間に関する3議長会の提言

全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会では、議会のあり方や活性化についての研究会がそれぞれ設置されており、正副議長の在任期間に関しても短期交代の現状を受けて検討が行われ、提言等が報告書にまとめられている。

(1) 全国都道府県議会議長会 都道府県議会制度研究会の報告

議長は、長と対等の機関である議会の代表者としての役割を果たすとともに、民主的な議会の運営、議会審議充実のためのリーダーシップを発揮することが期待されているので、正副議長の選任においては、年功序列的な順送りの人事ではなく適任者選任の原則を貫くべきである。

正副議長の任期については4年と法定されているが、現在多くの地方議会では、正副議長の短期交代が行われているが、このことは、議長の権威の維持と役割の発揮の上から好ましくないので、極力法定通り在任すべきである。

(平成10年12月「都道府県議会の新たな運営を目指して」)

(2) 全国市議会議長会 都市行政問題研究会の報告

議長の短期交代は、二元代表制に基づく市長との対等の関係を損ない、議会を代表する議長の権威を失墜させるとの指摘が従来よりなされているところでもあり、特に短期交代の是正を図りつつ、法定期間を在任するような環境づくりに努めるべきである。

議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する地位にあるので、議長の職責の重要性のみならず議会の権威を高めるためにも4年とすべきである。(平成10年2月「地方分権と市議会の活性化に関する調査研究報告書」、平成18年2月「分権時代における市議会のあり方に関する調査研究報告書」)

(3) 全国町村議会議長会 地方(町村)議会活性化研究会の報告

短期交替は、議長職の形骸化を招き、議会における代表性と指導性を弱めるとともに、執行機関に対する関係でも議会の地位を低下させ、ひいては議会自体の権威を失墜させる要因となっていることは否めない。地方分権下の地方議会にあっては、議長は何よりも議事運営等に習熟し、正常な議会運営を確保し、さらに議会の活性化方策への取り組みにおいて成果を挙げるためには、正副議長の任期途中の交替制は極力是正すべきである。

議長・副議長、特に議長は法定の4年任期を全うするよう努力すべきである。(平成10年4月「町村議会の活性化方策に関する報告書」、平成18年4月「分権時代に対応した新たな町村議会の活性化方策」)

II 議長、副議長の在任期間等に係る検討

以上の調査結果を受け、議長、副議長の在任期間について協議、検討を行った。

現行の運用に係る問題点や課題については、次のような意見があった。

- ・初めて議長に就任し1年間務めることになると、議会の代表として執行機関との間で議会の権能を十分に発揮できない部分もあるのではないか。
- ・1年では形だけということになってしまう。二元代表制ということでは、やはり1年では短い。議長は複数年とすべきである。
- ・議長の職は、幅の広い、奥の深い、大変重いものであり、1年間で全うできるというものではない。
- ・議長の任期の問題は、そのときの議会の政治状況、会派間の問題などやさまざまな現実的な問題が絡まってくるので、なかなか改革に入りきれなかったところがある。
- ・議長の任期は、議会改革の中では重要な問題である。

また、検討の方向性や具体的な年数について、次のような意見があった。

- ・全国の状況を見ると1年交代が半分以上占めているものの、議長に関しては複数年もあり、また、全国議長会等でも議会の本来のあり方として任期は4年、少なくとも2年ということが望ましいとされているということも理解できるので、この方向に沿った議論をしていくべきである。
- ・法律上は4年となっており、1年としているのはあくまで我々の申し合わせであり、やはり法に基づいて運用すべきである。
- ・副議長は補佐的な役割であり1年でもよい。議長は複数年がよいのではないか。
- ・現行の1年の任期については、これからの議会のあり方を考えていく上では4年であるということから、これを2年以上としていくことについて前向きな検討を進めるべきだ。
- ・2年あるいは4年に固めずに、選挙は毎年やり、再選を妨げないというのも選択肢の一つである。
- ・2年の任期が与えられているのと、1年の任期でもう1回やるのかどうか不安定な状況の中で執務をするのとでは違う。
- ・都道府県議会制度研究会等の報告を見ても、全体的な流れの中で、やはり議長、副議長の任期について複数年という方向に向いている。そのような視点で論議をしたらどうか。
- ・現状よりも一歩進める方向で答えを出していくべきである。
- ・直ぐに4年とはいかないと思うが、二元代表制ということから議長は複数年

の方向で進めていったらどうか。

以上のような意見等を踏まえ、協議を行った結果、議長、副議長の在任期間については、次のとおり意見の一致をみた。

- 1 議長については、議会を代表する重要な役職であり、二元代表制の下、今後の議会の在り方として、執行機関との間で議会の機能を発揮していくために、在任期間を現行の1年から2年に改める。
- 2 副議長については、議長の補佐的な役割を果たしている現状もあり、多くの議員が議会運営の経験を積むことが望ましいという意味から、在任期間を現行どおり1年とする。

在任期間の見直しに係る実施時期については、現在の正副議長から適用する案、次の正副議長から適用する案、次期改選後から適用する案の3案が出されたため、再度協議、検討を行い、意見集約を行った。

その結果、実施時期については、平成21年5月の議長、副議長の改選からとすることで意見の一致をみた。

Ⅲ 議長等在任期間の見直しに係る提言

本プロジェクトチームにおいて、議長、副議長の在任期間の見直しに関し、協議、検討を重ねた結果、結論を得たので次のとおり提言する。

議長、副議長の在任期間については、議長を2年、副議長を1年とし、平成21年5月の議長、副議長の改選から適用することを申し合わせる
ことが適当である。

なお、次期議員改選後（平成23年4月）の議長、副議長の選出については、その不在期間を短くするため、議員の任期開始後、すみやかに
行うことを申し合わせることを適当である。

議長等任期に関する検討プロジェクトチームの調査、検討の経過

平成20年6月13日 代表者会議

- ・議長等に任期の申し合わせの見直しに関し議会改革推進会議において検討することを決定

6月17日 議会改革推進会議役員会

- ・議長等任期に関する検討プロジェクトチームを設置

6月30日 第1回議長等任期に関する検討プロジェクト会議

- ・正副座長の選任について
- ・今後の進め方について

7月17日 第2回議長等任期に関する検討プロジェクト会議

- ・議長等任期に関する現行制度について
- ・三重県議会及び他の都道府県議会における状況について
- ・任期に関する検討について
- ・今後の検討の進め方について

8月12日 第3回議長等任期に関する検討プロジェクト会議

- ・任期に関する検討について
- ・検討結果報告のとりまとめについて

8月12日 議会改革推進会議総会

- ・議長等任期に関する検討プロジェクトチームから最終案を説明

9月 2日 代表者会議

- ・議長等任期に関する検討プロジェクトチームから最終案を説明

議長等任期に関する検討プロジェクトチームの設置について

(平成20年6月17日 議会改革推進会議役員会決定)

平成20年6月13日に開催された代表者会議において、本県議会の議長等任期の申し合わせの見直しに関する検討を議会改革推進会議において行うことが決定されたので、次のとおりプロジェクトチームを設置する。

1 名称

議長等任期に関する検討プロジェクトチーム

2 目的

議長等任期に関する諸問題について調査、検討を行い、結果を取りまとめる。

3 構成

- ・プロジェクトチームは、議会改革推進会議会長及び10人（新政みえ4人、自民・無所属議員団3人、日本共産党三重県議団1人、自民党青雲会県議団1人、公明党1人）の委員で構成する。
- ・座長及び副座長は、プロジェクトチームにおいて互選する。

4 その他

検討方法、スケジュール等の詳細は、プロジェクトチームにおいて協議し、決定する。

議会改革推進会議議長等任期に関する検討プロジェクトチーム名簿

- | | | |
|-----|------|-------------------|
| 座長 | 岩名秀樹 | 議会改革推進会議会長（県政みらい） |
| 副座長 | 桜井義之 | （新政みえ） |
| 委員 | 奥野英介 | （県政みらい） |
| 委員 | 中川康洋 | （公明党） |
| 委員 | 後藤健一 | （新政みえ） |
| 委員 | 稲垣昭義 | （新政みえ） |
| 委員 | 真弓俊郎 | （日本共産党三重県議団） |
| 委員 | 前田剛志 | （新政みえ） |
| 委員 | 山本勝 | （自民・無所属議員団） |
| 委員 | 西場信行 | （自民・無所属議員団） |
| 委員 | 中川正美 | （自民・無所属議員団） |

新版

逐条地方自治法

第7次改訂版

松本英昭 著

学陽書房

を開催することとする取り扱い（初日及び最終日以外は、すべて随時開議日であつてもよい。）が考えられる。また、そうした場合の定例日は、〇月〇日から△月△日までの間の月曜日から金曜日までの日とし、会議を開かない日は休会とする取り扱いもあり得る。さらに、毎年提出される特定の議案（予算、決算等）の審議日や長から報告を求める日を定例日とするというように、定期性に着目して定例日を開議目的から定めることも可能であろう。

二 随時開議の開催については、会議に出席しうるだけの余裕をもつて、各議員に所定の場所に通知をすることとなる。

三 通年の会期となると、議員に対する費用弁償が増加するなど関係経費の増加が見込まれ、行政改革に反するのではないかという問題がある。そうしたことも含めて、通年の会期とするかどうかにについては、議会審議の充実・活性化や住民の議会活動への意識の向上といった観点と行政改革の観点とを総合的に勘案し、各議会において会議の開催や費用弁償のあり方についても適切に対処すべきものであろう。例えば、終日の開催によつて会議日数を抑制するとか、従来費用弁償を行つていた議会の活動を整理するといったことも考えるべきであろう。また、執行機関及び執行機関の職員の出席を求めず、又は出席の範囲を縮小することも検討すべきであろう。

第四節 議長及び副議長

〔議長及び副議長〕

第百三条 普通地方公共団体の議会は、議員の中から議長及び副議長一人を選挙しなければならない。

② 議長及び副議長の任期は、議員の任期による。

〔解釈〕 一 本条は、議長及び副議長の選任手続とその任期に関する規定である。議長が一人であることは当然であるが、副議長は数

人置く制度も考えられるので、特に「副議長一人」と明定したものである。議長及び副議長の選挙は、第百十八条の規定により行われる。

二 議長及び副議長の任期は議員の任期によるので、一度議長又は副議長に当選したものは、本人の辞職(法一〇八)によるほかは本人が議員である期間中議長又は副議長の職にある。議員の任期は、死亡の外、辞職、被選挙権の喪失、除名、議会の解散、解職の請求等により中途で失うこととなる場合があるが、そのような場合には、議長又は副議長の地位も、自然に消滅する。

〔運用〕 一 議長及び副議長の選挙に当選した者の就任の承諾が必要かどうかについては、法に明文の規定はないが、一般原則により必要と解すべきであろう。当選が確定し、本人が就任を承諾したときに、議長又は副議長の職についていたものと考えてよい。もとより、黙示による場合も含む。承諾の時期については、会議規則に定めがある場合はそれによる。現実には、通常、選挙後の議長又は副議長の議会での就任挨拶によつて承諾されたこととなる。

二 一般選挙後、初の議会においては、議長、副議長の双方の選挙が必要となり、この場合第百七条の規定により、年長の議員が議長の職務を行う臨時の議長の下で議長及び副議長の選挙が行われることとなる。この場合、まず議長を選挙し、新議長が定まり就任した後、その新議長により副議長の選挙が行われる場合と、年長議員による臨時の議長により、議長及び副議長の双方の選挙を行う場合とが考えられるが、後の方法において、議長の当選人がないとき、副議長が議長の職務を当然に行い得るか否かは、第百六条第一項の規定からは疑義があり、この場合に、なお、年長議員により議長の選挙を行うこともできないとは云いきれないので、後の双方の同時選挙の方法は適当とは考えられない。

三 議長及び副議長を一年交代等にする場合が多いが、本条第二項の規定がある以上、このことを会議規則に規定することはできない。したがつて、申合せにより、本人の辞職による交代を行うほかはないが、このような短期交代制は法の趣旨からして適当でない。

また、議長、副議長の不信任議決については、事実上、議会が議決することは差しつかえないが、法的には効果はなく、任期を中途で失わせることとはならない。議会の不信任議決により、議長は職を失う旨を会議規則に掲げたものがあれば、違法の会議規則である

(行実 昭二六、一、一七)。

都道府県議会の新たな運営を目指して

平成10年12月22日

都道府県議会制度研究会

目 次

1. 議会審議の活性化についての基本的考え方	1
2. 議長及び副議長について	4
3. 議員について	6
4. 会派について	7
5. 定例会及び臨時会について	7
6. 議会の審議機構について	9
7. 本会議について	10
8. 委員会について	13
9. 予算及び決算の審査について	17
10. 意見書及び決議について	18
11. 請願及び陳情について	20
12. 視察(議員派遣及び委員派遣)について	21
13. 傍聴・広報について	22
14. 議会の補佐機構について	23

ることになる。議会は、これらの変化に対応し、議会の機能を十分発揮できるよう住民の意見を聴きつつ自らの改革に取り組む必要がある。

議会運営の改革にとって最も重要なことは、議会及びそれを構成する議員が問題意識と改革への強い意欲を常に持つことである。このためには、議会に議会改革のための会派代表者会議を設置するとか、議会運営委員会において関係法令、委員会条例、会議規則、先例、議会運営委員会の決定等についての定期的な見直しを行うなど自己改革に努めるべきである。

2. 議長及び副議長について

議長は、議決機関である議会の代表者として、長と並んで重要な役割を果している。議長の権限については、地方自治法に「議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する」と規定されている（第104条）が、法令で規定されているもののほか先例等によるものもあり広範囲にわたっている。

議長は、議会がその本来の機能を十分果たすよう、政治的なリーダーシップを発揮しなければならないと同時に、議会全体の代表者として中立公平を基本として行動をとる必要がある。議長の行動は、その地位の重要性にかんがみ議会の権威に影響するところが大きいので、一般議員以上に慎重かつ適切でなければならない。

副議長は、法的には議長に事故がある場合に議長の権限を行使するものであり、政治的には議会運営について常に議長を補佐し、議長とともに議会の正常な運営と活性化に努めるものであって、法的にも政治的にも重要な地位にある。

議長、副議長の権限、地位等で改革する必要のある事項は、次のとおりである。

(1) 権限

- ① 現在、予算の執行権は、長に専属しているが、議会の自主性と自己責任性を明確にするため、議会費予算の執行権を議長に認めることが望ましい。
- ② 議長の秩序維持権を議場だけでなく議会全体に及ぶようにする。例えば議事堂が独立している場合には、議事堂の管理権を議長に付与することが望ましい。
- ③ 議長の議事整理権に基づく命令に従わない議員については、地方自治法第137条に

よる欠席議員に対する懲罰同様、議長において懲罰付議ができるようにすべきである。

- ④ 副議長は、地方自治法上、議長に事故ある場合以外は一般議員以上の権限を有しているわけではないが、通常の場合においても議長の補佐役であり協力して運営に当たる者であることを明文化する必要がある。これにより例えば議会運営委員会に職務上当然に出席することとなる。

(2) 選任及び在任期間

- ① 議長は、長と対等の機関である議会の代表者としての役割を果たすとともに、民主的な議会の運営、議会審議充実のためのリーダーシップを発揮することが期待されているので、正副議長の選任においては、年功序列的な順送りの人事ではなく適任者選任の原則を貫くべきである。
- ② 正副議長の任期については4年と法定されているが、現在多くの地方議会では、正副議長の短期交代が行われている。このことは、議長の権威の維持と役割の発揮の上から好ましくないので、極力法定通り在任すべきである。

(3) 委員会所属

正副議長も議員として1箇の常任委員に就任することが義務づけられている（地方自治法第109条②）が、職務の性格にかんがみ国会の正副議長と同様、委員就任義務を解除するよう改めるべきである。

(4) 議長不信任決議

現在、議会において議長不信任決議案、議長辞職勧告決議案が可決された場合、それには法的な強制力はない。しかし議長は議会の信頼があつて初めてその機能を発揮し権威を維持できるものであるから、議長は議会の意思を尊重して自らの政治的判断で辞任する慣例をつくるべきである。それにより議長職の権威は損なわれずに済むし、議会の混乱も回避されることになる。